二　参照債務が二以上の債務である場合　次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ　商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの参照債務が、購入したクレジット・デリバティブの参照債務により完全に保全されていること。

ロ　商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

10　商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを時価評価することによって資本の額（第四条に規定する「資本の額」をいう。以下この項において同じ。）が減少している場合には、当該減少額を前項の商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除することができる。この場合において、商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブを時価評価することによって資本の額が増加している場合には、当該増加額を商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除するものとする。

11　デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額と当該デリバティブ取引等により生じる債務の額とを相殺した後の額の合計額が、連結貸借対照表上に計上されているかどうかにかかわらず、当該対価の額を第一項第二号のデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額とする。

12　第一項第二号のデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を算出するに当たっては、当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額（前項の規定による相殺前の額を含む。）から、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等について現金で差し入れた変動証拠金の額（デリバティブ取引等の再構築コストの額が零を下回る場合には、当該額を零から差し引いた額を上限とする。）を控除することができる。

一　商工組合中央金庫又は連結子法人等が現金で差し入れた変動証拠金が分別管理されていないこと。

二　デリバティブ取引等について商工組合中央金庫又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っており、差し入れた変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。

三　商工組合中央金庫又は連結子法人等が変動証拠金として差し入れた現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。

四　デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるものであること。

（レポ取引等に関する額）

第八条　第五条第三号に掲げる額は、次に掲げる額（自己の名をもって他人の計算において行うレポ形式の取引に関連する資産の額を除く。）の合計額とする。

一　レポ形式の取引における現金の受取債権の額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額と現金の支払債務の額とを相殺した後の合計額が、連結貸借対照表上に計上されているかどうかにかかわらず、当該受取債権の額とする。次項において同じ。）の合計額

二　レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額の合計額

2　前項第一号のレポ形式の取引における現金の受取債権の額を算出するに当たっては、当該受取債権を生じたレポ形式の取引及び現金の支払債務を生じたレポ形式の取引（以下この項において「両取引」という。）が同一の取引相手と行われたものであって、当該受取債権及び当該支払債務が次に掲げる全ての要件を満たす場合には、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することにより得られた額を当該受取債権の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）として計上することができる。

一　両取引の最終清算日が同一であること。

二　当該受取債権と当該支払債務との相殺が、両取引が行われる国及び地域で法的に有効であり、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ　商工組合中央金庫又は連結子法人等の意思の通知があった場合に行われることが可能であること。

ロ　取引の相手方の信用が毀損された場合に商工組合中央金庫又は連結子法人等の意思の通知なくして行われることが可能であること。

三　商工組合中央金庫又は連結子法人等及び取引の相手方に両取引を同時に決済する意図があること又は両取引が同一の決済の仕組みを通じて行われること。

3　第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額は、次の算式により得られた額とする。

$E^* = max\ (0,\ E - C)$

E^*は、個別のレポ形式の取引の相手方に対するエクスポージャーの額

Eは、個別のレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額

Cは、個別のレポ形式の取引において相手方より受領している資産の時価の額

4　前項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレポ形式の取引の全てについて、マーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれない場合には、当該取引について、次の算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額とすることができる。

$E^* = max\ (0,\ \Sigma E_i - \Sigma C_i)$

E^*は、法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案した後の取引の相手方に対するエクスポージャーの額

E_iは、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額

C_iは、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方より受領している資産の時価の額

5　前項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレポ形式の取引のうち、一以上の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれる場合には、当該レポ形式の取引について、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、同項の算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額とすることができるものとする。

一　当該レポ形式の取引の全てについて、商工組合中央金庫又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っていること。

二　当該一以上の取引において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

6　前二項の法的に有効な相対ネッティング契約は、次に掲げる全ての要件を満たす契約をいう。

一　当事者の一方に当該契約の対象となるレポ形式の取引を終了させることができる事由が発生した場合において、他方の当事者による当該契約の対象となる全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、かつ、一の債権又は債務とすることができ、かつ、担保の速やかな処分が可能な契約であること。

二　当該契約の対象となるレポ形式の取引が行われる国及び地域で法的に有効な契約であること。

（オフ・バランス取引に関する額）

第九条　第五条第四号に掲げる額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が行うオフ・バランス取引に係る次に掲げる額の合計額とする。

一　相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額の合計額

二　対象資産に係るエクスポージャーの額の合計額

三　証券化エクスポージャーの額の合計額

2　前項第一号に掲げる額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が行う次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの想定元本の額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。